#### 平成28年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

平成29年6月7日 公正取引委員会

#### はじめに

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生 活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益を もたらす優越的地位の濫用や不当廉売など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件 に厳正かつ積極的に対処することとしている。

平成28年度においては、電力分野に係る情報提供窓口(平成28年3月設置)に加 え、農業分野、IT・デジタル関連分野に係る情報提供窓口を設置(同4月、10月) し、これら分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報収集及び事件処理に積極的 に取り組んだ。

平成28年度における独占禁止法違反事件の処理状況は、次のとおりである。

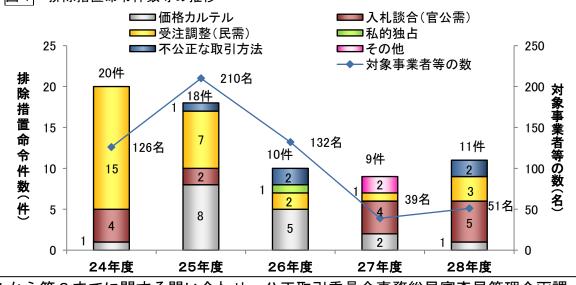
#### 第 1 審査事件の概況

#### 1 法的措置等の状況

#### (1) 排除措置命令等の状況

平成28年度においては、独占禁止法違反行為について、延べ51名の事業者 に対して、11件の排除措置命令を行った。排除措置命令11件の内訳は、価格 カルテル1件,入札談合(官公需)5件,受注調整(民需)3件,不公正な取引 方法2件となっている。不公正な取引方法2件を除いた9件の市場規模は、総額 約3800億円超である。

#### 図 1 排除措置命令件数等の推移



第1から第3までに関する問い合わせ

公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 電話 03-3581-3381 (直通)

第4及び第5に関する問い合わせ

公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室 電話 03-3581-5478(直通)

ホームページ http://www.jftc.go.jp/

また、平成28年度においては、違反行為は認定したが、特に排除措置を命ずる 必要があるとは認められないとして審査を終了し、公表した事例が1件あった。

そのほか、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いのある行為が認められたときには、関係事業者等に対し、事前説明を行った上で警告・公表を行い、必要に応じ是正措置を採るよう指導しているところであり、平成28年度においては、10件の警告・公表を行った。

### (2) 課徴金納付命令等の状況

平成28年度においては、延べ33名の事業者に対して、総額97億9696 万円の課徴金納付命令を行った。このうち、課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した9名の事業者に対して、独占禁止法第63条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する決定を、また、1名の事業者に対して、同条第2項に基づき、課徴金納付命令を取り消す決定を行った(以下「罰金調整」という。)。

罰金調整の結果、平成28年における課徴金額は、延べ32名の事業者に対して、総額91億4301万円であり、一事業者当たりの課徴金額の平均は2億8571万円(注1)であった。

(注1) 一事業者当たりの課徴金額の平均については、1万円未満切捨て。

### 図2 課徴金額等の推移

(注) 課徴金額については、千万円未満切捨て。



#### 図3 一事業者当たりの課徴金額(平均)の推移 (注)課徴金額については、1万円未満切捨て。



価格カルテル・入札談合等の不当な取引制限に対する課徴金算定率については、 違反を繰り返した事業者又は違反行為において主導的な役割を果たした事業者に 対する算定率の5割の割増し及び早期に違反行為をやめた事業者に対する算定率 の2割の軽減が適用されることとなっている(注2)。

平成28年度においては、違反を繰り返した事業者に対する割増算定率が4件における延べ4名に対して、主導的な役割を果たした事業者に対する割増算定率が2件における延べ4名に対して、また、早期に違反行為をやめた事業者に対する軽減算定率が3件における延べ14名に対して、それぞれ適用された。

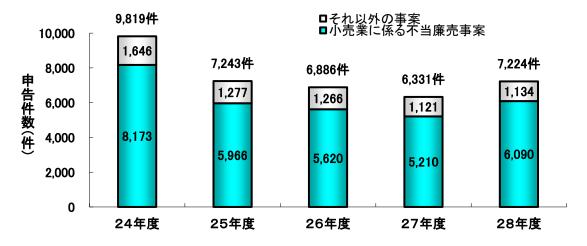
- (注2) ① 調査開始日から遡り、10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある場合、又は違反行為において主導的な役割を果たした場合、5割加算した率を適用(例えば、製造業(中小事業者以外)にあっては、課徴金算定率が10パーセントであるところ15パーセントに、また、両方の場合を満たすときは20パーセントに、それぞれ割増しされる。)。
  - ② 違反行為の期間が2年未満で、調査開始日の1か月前までに違反行為をやめていた場合、2割軽減した率を適用(例えば、製造業(中小事業者以外)にあっては、課徴金算定率が10パーセントであるところ、8パーセントに軽減される。)。

#### 2 申告の状況

平成28年度において、独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について公 正取引委員会に寄せられた報告(申告)の件数は、7,224件であった。

申告が書面で具体的な事実を摘示して行われるなど一定の要件を満たした場合には、 申告者に対して措置結果等を通知することとされているところ、平成28年度におい ては、7、064件の通知を行った。

#### 図4 申告件数の推移



### 3 課徵金減免制度

課徴金減免制度に基づき、事業者により自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、平成28年度において、124件であった(平成18年1月の制度導入時から平成28年度末までの累計は1、062件)。

また、平成28年度においては、価格カルテル・入札談合・受注調整事件9件における延べ28名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、減免の状況等を公表した(注3)。

なお、課徴金減免制度の導入から平成28年度末までの運用状況については別添1のとおりである。

(注3) 公正取引委員会は、法運用の透明性等の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイトに、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている(ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免の申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。)。

ウェブサイト http://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html

### 表 1 課徴金減免申請件数の推移

(単位:件)

| 年度       | 2 2 | 2 3   | 2 4 | 2 5 | 2 6 | 2 7 | 28  | (  |
|----------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 申請<br>件数 | 131 | 1 4 3 | 102 | 5 0 | 6 1 | 102 | 124 | 1, |

果計 (注4) 1, 062

(注4) 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から平成29年3月末までの件数の累計。

### 表 2 課徴金減免制度の適用状況

(単位:件,名)

| 年度                                 | 2 2 | 2 3 | 2 4 | 2 5 | 2 6 | 2 7 | 28  | 累計 (注6) |
|------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|
| 課徴金減免制度の適用<br>が公表された法的措置<br>件数(注5) | 7   | 9   | 1 9 | 1 2 | 4   | 7   | 9   | 118     |
| 課徴金減免制度の適用<br>が公表された事業者数           | 1 0 | 2 7 | 4 1 | 3 3 | 1 0 | 1 9 | 2 8 | 292     |

- (注5) 法的措置とは、排除措置命令及び課徴金納付命令であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令がともに行われている場合には、法的措置件数を1件としている。
- (注6) 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から平成29年3月末までの件数の累計。

#### 第2 行為類型別の事件概要

#### 1 価格カルテル・入札談合・受注調整事件

#### (1) 価格カルテル事件

平成28年度においては、壁紙の販売業者による価格カルテル事件について、1 件の法的措置を採った。

壁紙の販売価格を引き上げる旨を合意していた。

(平成29年3月13日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(課徴金総額:2461万円)

#### (2) 入札談合事件

平成28年度においては,東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者による入札談合事件,東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者による入札談合事件,消防救急デジタル無線機器の製造販売業者による入札談合事件,地方公共団体等が宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工事の工事業者による入札談合事件,及び防衛装備庁が発注するビニロン又は難燃ビニロンを材料として使用する繊維製品の入札参加業者による入札談合事件について、5件の法的措置を採った。

東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事 について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(平成28年9月6日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(平成28年12月13日 課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する決定及び課徴金納付命令を取り消す決定)

(決定後の課徴金総額:7億5556万円)

東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事 について,受注予定者及び受注予定者が受注できるように協力する旨を合意していた。

(平成28年9月21日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(課徴金総額:4億8029万円)

消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。

(平成29年2月2日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(課徴金総額:63億4490万円)

地方公共団体等が宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(平成29年2月16日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(課徴金総額:5億9253万円)

防衛装備庁発注のビニロン製品について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注 できるようにしていた。

(平成29年3月10日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(課徴金総額:2億2300万円)

#### (3) 受注調整事件

平成28年度においては、東京電力が発注する電力保安通信用機器の製造販売業者による受注調整事件、中部電力株式会社が発注するハイブリッド光通信装置及び伝送路用装置の製造販売業者による受注調整事件について、3件の法的措置を採った。

また,欧州国債の取引を行う事業者による受注調整事件について, 1件の警告を行った。

東京電力ホールディングス株式会社(平成28年4月1日に東京電力株式会社から商号変更)が発注する電力保安通信用機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。

(平成28年7月12日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(課徴金総額:4億291万円)

中部電力株式会社が発注するハイブリッド光通信装置について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(平成29年2月15日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(課徴金総額:2億3689万円)

中部電力株式会社が発注する伝送路用装置について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

(平成29年2月15日 排除措置命令及び課徴金納付命令)

(課徴金総額:8232万円)

ドイツ証券株式会社が、他の証券会社との間で、欧州国債について、継続して、我が国に所在する顧客からの引き合いに関する情報、価格に関する情報等を交換するなどし、また、他の証券会社と共同して、欧州国債のうち我が国に所在する顧客が電話取引により複数銘柄に対する見積価格の提示を求める方法で売買の発注を行うものについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた疑い。

(平成29年3月15日 警告)

#### 2 中小事業者等に不当に不利益をもたらす不公正な取引方法

#### (1) 優越的地位の濫用

優越的地位の濫用行為に係る調査を効率的かつ効果的に行い,必要な是正措置を 講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し,調 査を行っているところ,平成28年度においては,48件の注意を行った(別添2 参照)。

#### (2) 不当廉売

平成28年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業に係る不 当廉売の申告に対し迅速処理(注7)を行い、不当廉売につながるおそれがあると して1、155件の注意を行った(表3)。

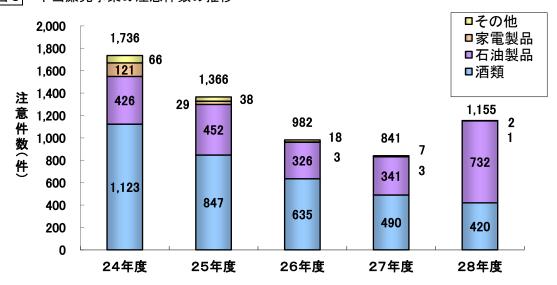
(注7) 原則として、申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する(原則 2か月以内)という方針に基づいて行う処理をいう。

#### 表3 平成28年度の不当廉売事案の注意件数(迅速処理によるもの)

(単位:件)

|      | 酒類  | 石油製品 | 家電製品 | その他 | 合計     |
|------|-----|------|------|-----|--------|
| 注意件数 | 420 | 732  | 1    | 2   | 1, 155 |

### 図5 不当廉売事案の注意件数の推移



#### 3 その他の不公正な取引方法

平成28年度においては、コールマンジャパン株式会社による再販売価格の拘束 事件及び土佐あき農業協同組合による拘束条件付取引事件について、2件の法的措置を採った。

また,ワン・ブルー・エルエルシーによる競争者に対する取引妨害が認められたが,当該違反行為は既になくなっており,特に排除措置を命ずる必要があるとは認められなかった。

このほか、義務教育諸学校で使用する教科書の発行者による不当な利益による顧客誘引事件について、9件の警告を行った。

コールマンジャパン株式会社は、キャンプ用品の実店舗における販売又はインターネットを利用した販売に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に、次の販売ルールに従って販売するようにさせていた。

- ① キャンプ用品ごとに定める下限の価格以上の価格で販売すること。
- ② 割引販売は、他社の商品を含めた全ての商品を対象として実施する場合又は実店舗における在庫処分を目的として、コールマンジャパン株式会社が指定する日以降、チラシ広告を行わずに、一部の商品を除いて実施する場合に限り行うこと。

(平成28年6月15日 排除措置命令)

土佐あき農業協同組合は、なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ、次のとおり、組合員からなすの販売を受託していた。

- ① 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした 者からなすの販売を受託しないこととして,なすの販売を受託していた。
- ② 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料(農協以外の事業者に対する販売金額の3.5%)について、自らの販売事業の経費(農協職員の人件費等)に充当していた。
- ③ 支部園芸部の定めた罰金等を収受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。

(平成29年3月29日 排除措置命令)

ワン・ブルー・エルエルシーは、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有していた者と認められる記録型ブルーレイディスク(BD)の製造販売業者と、記録型BDに係るBD標準規格必須特許のライセンスについて交渉を行っていたが、ライセンス料について当事者間で合意できなかったことから、ライセンス交渉を促進させるため、当該製造販売業者の有力な取引先3社に対して、自社が管理するBD標準規格必須特許の特許権者が当該取引先の特許権侵害行為について差止請求権を有していること等を内容とする通知書を送付し、自己と我が国における記録型BDの取引において競争関係にある事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害していた。

(平成28年11月18日 公表)

義務教育諸学校で使用する教科書の発行者9名が、それぞれ、平成27年度から使用されている小学校用教科書又は平成28年度から使用されている中学校用教科書に関して、その採択に関与する可能性のある教員等に対し、金銭や中元・歳暮等を提供し、また、懇親会を催して酒類・料理等を提供することにより、正常な商慣習に照らして不当な利益をもって、競争者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。

(平成28年7月6日 警告(9件))

#### 4 事業者団体・発注者等への要請等

○ 教科書協会に対する要請(平成28年7月6日)

公正取引委員会は,義務教育諸学校で使用する教科書の発行者による,不当な利益による顧客誘引事件について,今後,一般社団法人教科書協会の会員が同様の行為を行わないよう,同協会に対し,次の事項を要請した。

- ア 現在同協会が策定中の「教科書発行者行動規範」の内容について,公正取引 委員会と十分協議すること。
- イ 同協会による「教科書発行者行動規範」の策定後の周知方法及び遵守状況に 係る監査方法について、公正取引委員会と十分協議すること。

- 消防救急デジタル無線機器の発注者に対する連絡(平成29年2月2日) 消防救急デジタル無線機器の製造販売業者による入札談合事件の審査の過程において、消防救急デジタル無線機器の入札等の一部において、次のような疑いのある
  - いて、相関核急プンタル無縁機器の人札等の一部において、次のような疑いのあ事実が認められた。
    - ア 特定の製造販売業者の仕様を発注仕様書等に記載している。
    - イ 特定の製造販売業者が、指名業者、入札参加資格条件、発注方法の選定等に 関与しているほか、指名業者又は入札参加申請業者を把握している。

発注仕様書等に特定の製造販売業者の仕様が記載されている場合,契約の相手方となるべき者について発注者が意向をほのめかしていると受け取られるおそれがあり,また,特定の製造販売業者が,指名業者,入札参加資格条件,発注方法の選定等に関与したり,指名業者又は入札参加申請業者を把握できることは,入札談合等を行うことを容易にするおそれがあるため,今後,消防救急デジタル無線機器を発注するに際しては,前記ア,イのようなことのないように留意するよう連絡した。

- みやぎ農業振興公社に対する申入れ(平成29年2月16日)
  - 公益社団法人みやぎ農業振興公社の担当者が、同公社が設計管理支援業務又は入 札事務を受託した施設園芸用施設工事の入札の実施に当たり、入札の前に特定の工 事業者に対し、工事の予定価格の基となる工事積算金額又は相指名業者の名称を教 示した行為は、工事業者による独占禁止法違反行為を誘発し、又は助長していたも のと認められることから、公正かつ自由な競争を確保するため、同公社に対し、同 様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

#### 第3 独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟(注8)

平成27年度中に排除措置命令等取消請求訴訟が提起されたものはなく、平成28年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟はなかったが、平成28年度中に新たに5件(注9)の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起されたため(このうち1件については併せて執行停止の申立てがなされた。)、平成28年度に係属した排除措置命令等取消請求訴訟は5件となった。

平成28年度においては、これらのうち判決がなされたものはない(執行停止の申立て1件については、同年度中に東京地方裁判所において却下決定が出され、確定した。)(別表第8表参照)。

- (注8) 審判制度の廃止に伴い、平成27年度以降、独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は、直接東京地方裁判所に提起する制度となっている。
- (注9) 排除措置命令等取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において付される事件番 号の数である。

#### 第4 審判及び審決等の概要

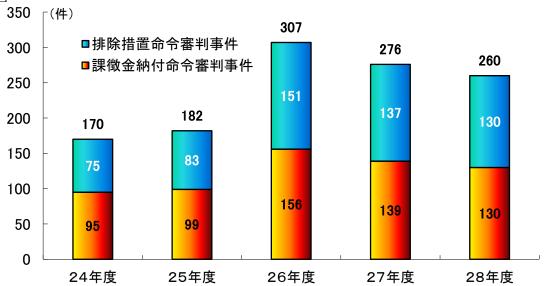
平成28年度中に係属していた審判事件数(注10)は260件(うち130件は課徴金納付命令に係るもの)である。平成28年度においては,14件の審決を行った。内訳は,排除措置命令に係る審判請求棄却審決6件及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決8件である。

このほか、1件について被審人から審判請求取下げが行われた。

この結果、平成29年3月末時点では245件の審判事件が係属中である。

(注10) 審判事件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

#### 図6 審判係属事件数の推移



#### 1 排除措置命令に係る審決

平成28年度においては、次の合計6件の排除措置命令に係る審判請求棄却審決 を行った。

- ・ 異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の製造業者らによる価格カルテル事件に係るもの2件
- ・ EPSブロックの製造業者及び販売業者による受注調整事件に係るもの4件

#### 2 課徴金納付命令に係る審決

平成28年度においては、次の合計8件の課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決を行った。

- ・ 異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の製造業者らによる価格カルテル事件に係るもの2件
- ・ EPSブロックの製造業者及び販売業者による受注調整事件に係るもの5件
- 軸受製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの1件

### 第5 審決取消請求訴訟

平成28年度当初において係属中の審決取消請求訴訟の件数(注11)は6件であったが、平成28年度中に新たに3件の審決取消請求訴訟が提起されたため、平成28年度に係属した審決取消請求訴訟は9件となった(別表第11表参照)。

平成28年度においては、これらのうち、東京高等裁判所において、原告の請求を棄却する判決がなされたものが5件(うち2件は上訴期間の経過をもって確定、3件は原告が上訴)あった。また、最高裁判所において、原告からの上訴(上告及び上告受理申立て)に対する終局決定(上告棄却及び上告不受理決定)がなされたものが1件あった。

この結果、平成29年3月末時点では6件の審決取消請求訴訟が係属中である。

(注11) 審決取消請求訴訟の件数は、第一審裁判所において番号が付される事件の数である。

## 別表

第1表 最近の審査事件処理状況の推移(不当廉売事案で迅速処理したものを除く。)

(単位:件,名又は円)

| _        |      |  |              |              |                                | (+ 12 · 11 | , 10/10/1/                            |
|----------|------|--|--------------|--------------|--------------------------------|------------|---------------------------------------|
|          |      | 年 度  | 2 4          | 2 5          | 2 6                            | 2 7        | 2 8                                   |
| 審        | 育    | 前年度からの繰越し  | 9            | 1 3          | 1 0                            | 1 1        | 1 5                                   |
| 審査件数     | 左    | ≖度内新規着手  | 266          | 137          | 118                            | 127        | 1 3 4                                 |
| 数        |      | 合 計  | 275          | 150          | 1 2 8                          | 1 3 8      | 1 4 9                                 |
| 処        | 法的措置 | 排除措置命令<br>対象事業者等数  | 2 0<br>1 2 6 | 1 8<br>2 1 0 | 1 0<br>1 3 2                   | 9<br>3 9   | 1 1<br>5 1                            |
| 理        |      | 終了(違反認定)   | 0            | 0            | 0                              | 0          | 1                                     |
|          | そ    | 警告   | 6            | 1            | 1                              | 6          | 1 0                                   |
| 件        | の    | 注意   | 208          | 114          | 102                            | 106        | 8 4                                   |
| Net.     | 他    | 打切り  | 2 8          | 7            | 4                              | 2          | 2 2                                   |
| 数        |      | 小 計  | 2 4 2        | 1 2 2        | 107                            | 114        | 117                                   |
|          | 合 計  |  | 262          | 140          | 117                            | 1 2 3      | 1 2 8                                 |
|          |      | 次年度への繰越し   | 1 3          | 10           | 11                             | 1 5        | 2 1                                   |
| 課徴       | 納付命令 | 対象事業者数   | 108          | 176          | 1 2 8                          | 3 1        | 3 2<br>(注2)                           |
| 課徴金納付命令等 | 審決   | 対象事業者数   | 5            | 5            | 0                              | 0          | 0                                     |
| 命令等      |      | 対象事業者数   | 113          | 181          | 128                            | 3 1        | 3 2                                   |
| (注1)     | 合計   | 課徴金額<br>(うち平成17年改正前の独<br>占禁止法に基づく課徴金の<br>納付を命ずる審決に係る課<br>徴金額を除いた額) |              |              | 171 億 4303 万<br>(171 億 4303 万) |            | 91 億 4301 万<br>(91 億 4301 万)<br>(注 2) |
|          |      | 告 発 件 数  | 1            | 1            | 0                              | 1          | 0                                     |

<sup>(</sup>注1) 課徴金納付命令及び課徴金の納付を命ずる審決を示す。

<sup>(</sup>注2) 罰金調整の結果,課徴金納付命令の対象となった事業者数及び課徴金額である。

# 第2表 平成28年度審査事件(行為類型別)一覧表(不当廉売事案で迅速処理したものを除く。)

|          |                |                |                  |    |     |     | (単位:件) |
|----------|----------------|----------------|------------------|----|-----|-----|--------|
| 内容       | 処理別            | 法的<br>措置       |                  | そ  | の他  |     |        |
|          |                | 排除<br>措置<br>命令 | 終了<br>(違反<br>認定) | 警告 | 注意  | 打切り | 合計     |
|          | 私 的 独 占        | 0              | 0                | 0  | 0   | 0   | 0      |
|          | 価格カルテル(注1)     | 1              | 0                | 0  | 3   | 0   | 4      |
| カ        | 入札談合(官公需)      | 5              | 0                | 0  | 0   | 0   | 5      |
| ルテ       | 受注調整(民需)       | 3              | 0                | 1  | 0   | 0   | 4      |
| ル        | その他のカルテル(注2)   | 0              | 0                | 0  | 2   | 0   | 2      |
|          | 小計             | 9              | 0                | 1  | 5   | 0   | 1 5    |
|          | 再販売価格の拘束       | 1              | 0                | 0  | 8   | 0   | 9      |
| 不        | その他の拘束・排他条件付取引 | 1              | 0                | 0  | 4   | 0   | 5      |
| 公正       | 取引妨害           | 0              | 1                | 0  | 1   | 0   | 2      |
| な        | 優越的地位の濫用       | 0              | 0                | 0  | 4 8 | 2   | 5 0    |
| 取        | 不当廉売           | 0              | 0                | 0  | 1 5 | 2 0 | 3 5    |
| l 킾      | 共同の取引拒絶        | 0              | 0                | 0  | 0   | 0   | 0      |
| 不公正な取引方法 | その他            | 0              | 0                | 9  | 1   | 0   | 1 0    |
| ,-,      | 小 計            | 2              | 1                | 9  | 7 7 | 2 2 | 1 1 1  |
| そ        | の 他 (注3)       | 0              | 0                | 0  | 2   | 0   | 2      |
| 合        | 計              | 1 1            | 1                | 10 | 8 4 | 2 2 | 128    |

- (注1) 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。 また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。
- (注2) 「その他のカルテル」とは数量, 販路, 顧客移動禁止, 設備制限等のカルテルである。
- (注3) 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第3表 排除措置命令(行為類型別)の件数の推移

(単位:件)

| _        |                |     |     |     |     | ` ' | - <u> </u> |
|----------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 内容       | 年度             | 2 4 | 2 5 | 2 6 | 2 7 | 28  | 合計         |
|          | 私 的 独 占        | 0   | 0   | 1   | 0   | 0   | 1          |
| カ        | 価格カルテル         | 1   | 8   | 5   | 2   | 1   | 1 7        |
|          | 入札談合(官公需)      | 4   | 2   | 0   | 4   | 5   | 1 5        |
| ルテ       | 受注調整(民需)       | 1 5 | 7   | 2   | 1   | 3   | 2 8        |
| ル        | 小 計            | 2 0 | 1 7 | 7   | 7   | 9   | 6 0        |
| 不        | 再販売価格の拘束       | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 1          |
| 工空       | その他の拘束・排他条件付取引 | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 1          |
| ·<br>公正な | 取引妨害           | 0   | 0   | 1   | 0   | 0   | 1          |
| 取引       | 優越的地位の濫用       | 0   | 1   | 1   | 0   | 0   | 2          |
| 引引       | 小 計            | 0   | 1   | 2   | 0   | 2   | 5          |
|          | その他(注2)        | 0   | 0   | 0   | 2   | 0   | 2          |
| 合        | 計              | 2 0 | 1 8 | 1 0 | 9   | 1 1 | 6 8        |

<sup>(</sup>注1) 複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

<sup>(</sup>注2) 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

# 第4表 平成28年度排除措置命令一覧

| 一連番号 | 事件<br>番号        | 件名   | 内 容  | 違反法条 (注)     | 命令年月日      |
|------|-----------------|--|--|--------------|------------|
| 1    | 28<br>(措)<br>7  | コールマンジャ<br>パン株式会社に<br>対する件   | キャンプ用品の実店舗における販売又はインターネットを利用した販売に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に、次の販売ルールに従って販売するようにさせていた。  ① キャンプ用品ごとに定める下限の価格以上の価格で販売すること。 ② 割引販売は、他社の商品を含めた全ての商品を対象として実施する場合又は実加マンジャパン株式会社が指定する日以降、チラシ広告を行わずに、一部の商品を除いて実施する場合に限り行うこと。 | 19条(2条9項第4号) | H28. 6. 15 |
| 2    | 28<br>(措)<br>8  | 東京電力が発注<br>する電力保安通<br>信用機器の製造<br>販売業者に対す<br>る件                           | 電力保安通信用機器について,納入予定メーカーを決定し,納入予定メーカーが納入できるようにしていた。  | 3条後段         | H28. 7. 12 |
| 3    | 28<br>(措)<br>9  | 東日本高速道路<br>株式会社東北東<br>日本大震災害復<br>日本装災害復旧<br>工事の入札参加<br>業者に対する件           | 東日本大震災に係る舗装災害復旧工事に<br>ついて、受注予定者を決定し、受注予定者が<br>受注できるようにしていた。  | 3条後段         | H28. 9. 6  |
| 4    | 28<br>(措)<br>10 | 東日本高速道路<br>株式会社するに<br>日本大震災害復<br>日本装災害復<br>る舗装災害復旧<br>工事の入札参加<br>業者に対する件 | 東日本大震災に係る舗装災害復旧工事に<br>ついて, 受注予定者及び受注予定者が受注で<br>きるように協力する旨を合意していた。  | 3条後段         | H28. 9. 21 |
| 5    | 29<br>(措)<br>1  | 消防救急デジタ<br>ル無線機器の製<br>造販売業者に対<br>する件                                     | 消防救急デジタル無線機器について,納入予定メーカーを決定し,納入予定メーカー以外の者は,納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。   | 3条後段         | H29. 2. 2  |
| 6    | 29<br>(措)<br>2  | 中部電力株式会<br>社が発注するハ<br>イブリッド光通<br>信装置の製造販<br>売業者に対する<br>件                 | ハイブリッド光通信装置について, 受注予<br>定者を決定し, 受注予定者が受注できるよう<br>にしていた。  | 3条後段         | H29. 2. 15 |
| 7    | 29<br>(措)<br>3  | 中部電力株式会<br>社が発注する伝<br>送路用装置の製<br>造販売業者に対<br>する件                          | 伝送路用装置について,受注予定者を決定<br>し,受注予定者が受注できるようにしていた。   | 3条後段         | H29. 2. 15 |

| 一連<br>番号 | 事件<br>番号       | 件名  | 内 容  | 違反法条 (注)      | 命令年月日      |
|----------|----------------|---|--|---------------|------------|
| 8        | 29<br>(措)<br>4 | 地方公共団体等<br>が宮城県又を<br>島県のとと<br>記場所を<br>注する施<br>発<br>注する<br>の<br>は<br>ま<br>の<br>は<br>ま<br>の<br>と<br>り<br>の<br>と<br>り<br>の<br>と<br>り<br>の<br>と<br>り<br>の<br>と<br>り<br>の<br>と<br>り<br>の<br>と<br>り<br>の<br>も<br>り<br>の<br>も<br>り<br>の<br>も<br>り<br>も<br>り<br>の<br>ま<br>り<br>の<br>ま<br>ま<br>り<br>も<br>り<br>ま<br>り<br>ま<br>り<br>ま<br>り<br>ま<br>り<br>ま<br>り<br>ま<br>う<br>く<br>り<br>も<br>り<br>も<br>く<br>り<br>も<br>り<br>も<br>く<br>り<br>も<br>り<br>も<br>く<br>り<br>も<br>り<br>も | 施設園芸用施設工事について, 受注予定者<br>を決定し, 受注予定者が受注できるようにし<br>ていた。  | 3条後段          | H29. 2. 16 |
| 9        | 29<br>(措)<br>5 | 防衛装備庁が発<br>注するビニロン<br>又は難燃ビニロンを材料として<br>使用する繊維製品の入札参加業者に対する件  | 防衛装備庁発注のビニロン製品について,<br>受注予定者を決定し,受注予定者が受注でき<br>るようにしていた。   | 3条後段          | H29. 3. 10 |
| 10       | 29<br>(措)<br>6 | 壁紙の販売業者に対する件  | 壁紙の販売価格を引き上げる旨を合意していた。   | 3条後段          | H29. 3. 13 |
| 11       | 29<br>(措)<br>7 | 土佐あき農業協同組合に対する件   | なすの販売を受託することができる場別できる場別できる場別では支部園芸部から集出とこれたといたといれたでは、組合員からなすの販売を受託していたを受託した。のでは、組合員があるととというであるというでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | 19条(一般指定 12項) | H29. 3. 29 |

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)を指す。

## 第5表 平成28年度に違反認定したものの排除措置命令を行わなかった事例

| 件名                     | 内容   | 違反法条 (注)             | 公表年月日       |
|------------------------|--|----------------------|-------------|
| ワン・ブルー・エルエル<br>シーに対する件 | ワン・ブルー・エルエルシーは、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有していた者と認め売業者と、記録型BDに係るBD標準規格必須特許のフストライセンスについて渉を行ってきなかったことから、当該製造してが合意できなが、自社が管理する形が、ライセンス交渉を促進させるため、当該製造販売者の有力な取引先3社に対はを有してが当事者である。とその取引の相手方との取引を不当に妨害していた。 | 19 条 (一般指<br>定 14 項) | H28. 11. 18 |

<sup>(</sup>注) 一般指定とは、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)を指す。

# 第6表 平成28年度警告事件の概要

| 一連番号 | 件名                      | 内 容   | 関係法条<br>(注)     | 警告年月日     |
|------|-------------------------|---|-----------------|-----------|
| 1    | 東京書籍株式会社に対する件           | 平成27年度から使用されている小学校用教科書<br>又は平成28年度から使用されている中学校用教科<br>書に関して、その採択に関与する可能性のある教員<br>等に対し、金銭や中元・歳暮等を提供し、また、懇<br>親会を催して酒類・料理等を提供することにより、<br>正常な商慣習に照らして不当な利益をもって、競争<br>者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。 | 19条(一般指定9項)     | H28. 7. 6 |
| 2    | 光村図書出版<br>株式会社に対<br>する件 | 平成27年度から使用されている小学校用教科書<br>又は平成28年度から使用されている中学校用教科<br>書に関して、その採択に関与する可能性のある教員<br>等に対し、金銭や中元・歳暮等を提供し、また、懇<br>親会を催して酒類・料理等を提供することにより、<br>正常な商慣習に照らして不当な利益をもって、競争<br>者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。 | 19条(一般指定9項)     | H28. 7. 6 |
| 3    | 教育出版株式<br>会社に対する<br>件   | 平成27年度から使用されている小学校用教科書<br>又は平成28年度から使用されている中学校用教科<br>書に関して、その採択に関与する可能性のある教員<br>等に対し、金銭や中元・歳暮等を提供し、また、懇<br>親会を催して酒類・料理等を提供することにより、<br>正常な商慣習に照らして不当な利益をもって、競争<br>者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。 | 19条(一般指定9項)     | H28. 7. 6 |
| 4    | 大日本図書株<br>式会社に対す<br>る件  | 平成27年度から使用されている小学校用教科書<br>又は平成28年度から使用されている中学校用教科書に関して、その採択に関与する可能性のある教員等に対し、金銭や中元・歳暮等を提供し、また、懇親会を催して酒類・料理等を提供することにより、正常な商慣習に照らして不当な利益をもって、競争者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。                     | 19条(一般指<br>定9項) | H28. 7. 6 |
| 5    | 株式会社教育<br>芸術社に対す<br>る件  | 平成27年度から使用されている小学校用教科書<br>又は平成28年度から使用されている中学校用教科<br>書に関して、その採択に関与する可能性のある教員  | 19条(一般指<br>定9項) | H28. 7. 6 |
| 6    | 株式会社三省堂に対する件            | 平成27年度から使用されている小学校用教科書<br>又は平成28年度から使用されている中学校用教科<br>書に関して、その採択に関与する可能性のある教員<br>等に対し、金銭や中元・歳暮等を提供し、また、懇<br>親会を催して酒類・料理等を提供することにより、<br>正常な商慣習に照らして不当な利益をもって、競争<br>者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。 | 19条(一般指<br>定9項) | H28. 7. 6 |

| 一連<br>番号 | 件名                        | 内容   | 関係法条<br>(注)     | 警告年月日      |
|----------|---------------------------|--|-----------------|------------|
| 7        | 数研出版株式<br>会社に対する<br>件     | 平成27年度から使用されている小学校用教科書<br>又は平成28年度から使用されている中学校用教科書<br>書に関して、その採択に関与する可能性のある教員<br>等に対し、金銭や中元・歳暮等を提供し、また、懇<br>親会を催して酒類・料理等を提供することにより、<br>正常な商慣習に照らして不当な利益をもって、競争<br>者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。 | 19条(一般<br>指定9項) | H28. 7. 6  |
| 8        | 学校図書株式<br>会社に対する<br>件     | 平成27年度から使用されている小学校用教科書<br>又は平成28年度から使用されている中学校用教科書<br>書に関して、その採択に関与する可能性のある教員<br>等に対し、金銭や中元・歳暮等を提供し、また、懇<br>親会を催して酒類・料理等を提供することにより、<br>正常な商慣習に照らして不当な利益をもって、競争<br>者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。 | 19条(一般<br>指定9項) | H28. 7. 6  |
| 9        | 株式会社新興<br>出版社啓林館<br>に対する件 | 平成27年度から使用されている小学校用教科書<br>又は平成28年度から使用されている中学校用教科<br>書に関して、その採択に関与する可能性のある教員<br>等に対し、金銭や中元・歳暮等を提供し、また、懇<br>親会を催して酒類・料理等を提供することにより、<br>正常な商慣習に照らして不当な利益をもって、競争<br>者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。  | 19条(一般<br>指定9項) | H28. 7. 6  |
| 10       | ドイツ証券株<br>式会社に対す<br>る件    | 他の証券会社との間で、欧州国債について、継続して、我が国に所在する顧客からの引き合いに関する情報、価格に関する情報等を交換するなどし、また、他の証券会社と共同して、欧州国債のうち我が国に所在する顧客が電話取引により複数銘柄に対する見積価格の提示を求める方法で売買の発注を行うものについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた疑い。            | 3条後段            | H29. 3. 15 |

<sup>(</sup>注) 一般指定とは、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)を指す。

# 第7表 平成28年度課徴金納付命令等一覧

| 一連<br>番号 | 件名  | 内容  | 対象事<br>業者数  | 課徴金額 (円)    | 命令年月日                |
|----------|---|---|-------------|-------------|----------------------|
| 1        | 東京電力が発注する電力<br>保安通信用機器の製造販<br>売業者に対する件<br>平成 28 年(納)第 25 号~<br>第 26 号   | 電力保安通信用機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。(平成28年(措)第8号)                              | 2           | 4 億 291 万   | H28. 7. 12           |
| 2        | 東日本高速道路株式会社<br>東北支社が発注する東日<br>本大震災に係る舗装災害<br>復旧工事の入札参加業者<br>に対する件<br>平成 28 年(納) 第 27 号<br>~第 37 号             | 東日本大震災に係る舗装災害復旧<br>工事について、受注予定者を決定し、<br>受注予定者が受注できるようにして<br>いた。(平成 28 年(措) 第 9 号)           | 11<br>(注 1) | 14 億 951 万  | H28. 9. 6            |
| 3        | 東日本高速道路株式会社<br>関東支社が発注する東日<br>本大震災に係る舗装災害<br>復旧工事の入札参加業者<br>に対する件<br>平成 28 年(納) 第 38 号<br>〜第 42 号             | 東日本大震災に係る舗装災害復旧<br>工事について、受注予定者及び受注<br>予定者が受注できるように協力する<br>旨を合意していた。(平成 28 年 (措)<br>第 10 号) | 5           | 4 億 8029 万  | H28. 9. 21           |
| 4        | 東日本高速道路株式会社<br>東北支社が発注する東<br>本大震災に係る舗装災害<br>復旧工事の入札参加業者<br>に対する件<br>平成28年(納決)第1号<br>〜第10号(課徴金の一部<br>を控除する決定等) | 東日本大震災に係る舗装災害復旧<br>工事について、受注予定者を決定し、<br>受注予定者が受注できるようにして<br>いた。(平成28年(措)第9号)                | 10<br>(注 1) | -6 億 5395 万 | H28. 12. 13<br>(決定日) |
| 5        | 消防救急デジタル無線機<br>器の製造販売業者に対す<br>る件<br>平成29年(納)第1号~<br>第4号   | 消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。(平成29年(措)第1号)     | 4           | 63 億 4490 万 | H29. 2. 2            |
| 6        | 中部電力株式会社が発注<br>するハイブリッド光通信<br>装置の製造販売業者に対<br>する件<br>平成 29 年(納) 第5号~<br>第6号                                    | ハイブリッド光通信装置について,<br>受注予定者を決定し, 受注予定者が<br>受注できるようにしていた。(平成<br>29年(措)第2号)                     | 2           | 2 億 3689 万  | H29. 2. 15           |
| 7        | 中部電力株式会社が発注<br>する伝送路用装置の製造<br>販売業者に対する件<br>平成29年(納)第7号  | 伝送路用装置について, 受注予定者を決定し, 受注予定者が受注できるようにしていた。(平成29年(措)第3号)                                     | 1           | 8232 万      | H29. 2. 15           |
| 8        | 地方公共団体等が宮城県<br>又は福島県の区域を施工<br>場所として発注する施設<br>園芸用施設の建設工事の<br>工事業者に対する件<br>平成 29 年(納) 第8号~<br>第12号              | 施設園芸用施設工事について, 受<br>注予定者を決定し, 受注予定者が受<br>注できるようにしていた。(平成 29<br>年(措)第4号)                     | 5           | 5 億 9253 万  | H29. 2. 16           |

| 一連<br>番号 | 件名   | 内容   | 対象事<br>業者数   | 課徴金額<br>(円) | 命令年月日      |
|----------|--|--|--------------|-------------|------------|
| 9        | 防衛装備庁が発注するビニロン又は難燃ビニロン<br>を材料として使用する繊維製品の入札参加業者に対する件<br>平成29年(納)第13号 | 防衛装備庁発注のビニロン製品について、受注予定者を決定し、受注<br>予定者が受注できるようにしていた。<br>(平成 29 年(措) 第5号) | 1            | 2 億 2300 万  | H29. 3. 10 |
| 10       | 壁紙の販売業者に対する<br>件<br>平成 29 年(納) 第 14 号<br>〜第 15 号                     | 壁紙の販売価格を引き上げる旨を<br>合意していた。(平成 29 年 (措) 第<br>6号)                          | 2            | 2461 万      | H29. 3. 13 |
|          | É  | 32<br>(注2)   | 91億4301万(注2) |             |            |

- (注1) 11名の事業者に対して課徴金納付命令を行った後、刑事事件裁判が確定したため、罰金調整により、このうち9名の事業者に対し、独占禁止法第63条第1項に基づく課徴金の一部を控除する決定を、また、1名の事業者に対し、同法同条第2項に基づく課徴金納付命令を取り消す決定を行った。
- (注2) 罰金調整の結果,課徴金納付命令の対象となった事業者数及び課徴金額である。

# 第8表 平成28年度に係属していた排除措置命令等取消請求訴訟一覧

|      |                         | •  |            |      | <del>,</del>   |
|------|-------------------------|--|------------|------|--|
| 一連番号 | 件名                      | 訴訟の対象となった<br>行政処分(違反行為)の内容   | 訴 訟<br>提起日 | 裁判所  | 判決内容等  |
| 1    | ルビコン株式<br>会社による件        | アルミ電解コンデンサの販売<br>価格を引き上げる旨を合意して<br>いた。(課徴金額 10億6774万円)   | 28. 9. 23  | 東京地裁 | 係属中<br>(排除措置命令及び課<br>徴金納付命令取消請求)                               |
| 2    | ニチコン株式会社による件            | アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨合意していた。(課徴金額 36億4018万円)   | 28. 9. 26  | 東京地裁 | 係属中<br>(排除措置命令及び課<br>徴金納付命令取消請求)                               |
| 3    | 松尾電機株式会社による件            | タンタル電解コンデンサの販<br>売価格を引き上げる旨合意して<br>いた。(課徴金額 4億 2765 万<br>円)  | 28. 9. 27  | 東京地裁 | 係属中<br>(排除措置命令及び課<br>徴金納付命令取消請求)                               |
| 4    | 奥村組土木興<br>業株式会社に<br>よる件 | 東日本高速道路株式会社東<br>北支社が発注する東日本大震災<br>に係る舗装災害復旧工事につい<br>て,受注予定者を決定し,受注<br>予定者が受注できるようにして<br>いた。              | 28. 9. 28  | 東京地裁 | 係属中<br>(排除措置命令取消請<br>求)<br>執行停止の申立ては却<br>下決定(28.12.14)(確<br>定) |
| 5    | 常盤工業株式会社による件            | 東日本高速道路株式会社東<br>北支社が発注する東日本大震災<br>に係る舗装災害復旧工事につい<br>て、受注予定者を決定し、受注<br>予定者が受注できるようにして<br>いた。(課徴金額 5544万円) | 29. 3. 3   | 東京地裁 | 係属中<br>(課徴金納付命令取消<br>請求)                                       |

### 第9表 最近の審判事件数等推移

(単位:件)

| 年 度   |                             |                         | 2 4 | 2 5<br>(注 1) | 26<br>(注2) | 2 7       | 2 8         |
|-------|-----------------------------|-------------------------|-----|--------------|------------|-----------|-------------|
|       | 前年度からの繰越件数                  |                         |     | 157          | 165        | 275       | 260         |
| 審判事件数 | 審判手続開                       | 始件数                     | 4 7 | 2 5          | 1 4 2      | 1<br>(注3) | 0           |
| サ     | うち                          | 排除措置命令審判事件              | 2 2 | 1 2          | 7 2        | 1         | 0           |
| 数     | うち                          | 課徴金納付命令審判事件             | 2 5 | 1 3          | 7 0        | 0         | 0           |
|       | 年度内審判                       | 係属事件数                   | 170 | 182          | 307        | 276       | 260         |
| 審     | 平成17<br>年改出占禁<br>止法に<br>るもの | 課徴金の納付を命ずる審決<br>等       | 5   | 7            | 0          | 0         | 0           |
| 審決件数  | 平成17年改正後                    | 排除措置命令に係る審判<br>請求棄却審決等  | 4   | 3            | 1 5        | 7         | 6           |
|       | の独占禁<br>止法によ<br>るもの         | 課徴金納付命令に係る審<br>判請求棄却審決等 | 4   | 5            | 1 8        | 0         | 8           |
|       | 合                           | 計                       | 1 3 | 1 5          | 3 3        | 1 6       | 1 4         |
|       | 次年                          | E度への繰越し                 | 157 | 165          | 275        | 260       | 245<br>(注4) |

- (注1) 平成25年度においては、岩手県発注の建築一式工事の入札談合に係る課徴金審判事件について7件の審決があり、同事件の全ての被審人に対する審判手続が終了した(これにより、平成17年改正前の独占禁止法に基づく課徴金審判事件は全て終了した。)。また、同年度中に2件の審判請求取下げがあった。このため、平成25年度における次年度への繰越件数は、165件となる。
- (注2) 平成26年度における審決のうち1件は、当委員会がエア・ウォーター㈱に対して行った課徴金納付命令について、同社から審判請求がなされ、当委員会がこれを棄却する審決を平成25年11月21日付けで行ったところ、東京高等裁判所において当該審決を取り消す判決がなされたことを受け、改めて、当該課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決を行ったものであるため、審判事件数には算入していない。
- (注3) 平成27年度においては、審判手続を開始した事件はなく、1件の審判再開を行った(一般社団法人日本音楽著作権協会に対する件)。
- (注4) 平成28年度においては、14件の審決を行ったほか、1件の審判請求取下げがあった(一般社団法人日本音楽著作権協会に対する件)。このため、平成28年度における次年度への繰越件数は、245件となる。

### 第10表 平成28年度審決一覧

| 一連番号              | 事件 番号 | 件名                  | <b>1</b>                   | 審決の内容   | 関係法条等                      | 審決年月日  |
|-------------------|-------|---------------------|----------------------------|---|----------------------------|--|
| 1<br>~<br>4<br>*  | (判)   | 加藤化学<br>式会社に<br>する件 |                            | 【違反行為に係る認定】<br>被審人が、他の事業者と共同して、異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の販売価格を引き上げる旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔価格カルテル〕)<br>【課徴金額に係る認定】<br>2億2284万円(異性化糖)<br>1億6552万円(水あめ・ぶどう糖)<br>被審人が違反行為により販売した異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の売上額を課徴金の対象として認めた。                        | 旧法66条2項(3<br>条後段,7条の<br>2) | 28.4.15<br>(排除措置命<br>令及び課徴金<br>納付命令に係<br>る審判請求<br>却審決) |
| 5<br>~<br>13<br>* | 25    |                     | <sup>战品</sup><br>(会<br>  社 | 【違反行為に係る認定】<br>被審人らが、他の事業者と共同して、EPS工法<br>採用工事で使用されるEPSブロックについて、受<br>注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように<br>することにより、一定の取引分野における競争を実<br>質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔受注<br>調整〕)<br>【課徴金額に係る認定】<br>1億3880万円(5社合計)<br>被審人らが違反行為により受注したEPSブロッ<br>クの売上額を課徴金の対象として認めた。 | 旧法66条2項(3<br>条後段,7条の<br>2) | 29.2.8<br>(排除措置命<br>令及び辞課徴金<br>納付命令に求<br>る審審決)         |
| 14                |       | 日本精工<br>式会社に<br>する件 | 対                          |   |                            | 29.3.29<br>(課徴金納付<br>命令に係る審<br>判請求棄却審<br>決)            |

<sup>(</sup>注1) 「一連番号」欄に「\*」を付したものは、被審人の全部又は一部から審決取消請求訴訟が 提起されたものである(平成28年度に係属していた審決取消請求訴訟の経過については第 11表参照)。

<sup>(</sup>注2) 平成25年改正法による改正前の独占禁止法を「旧法」という。

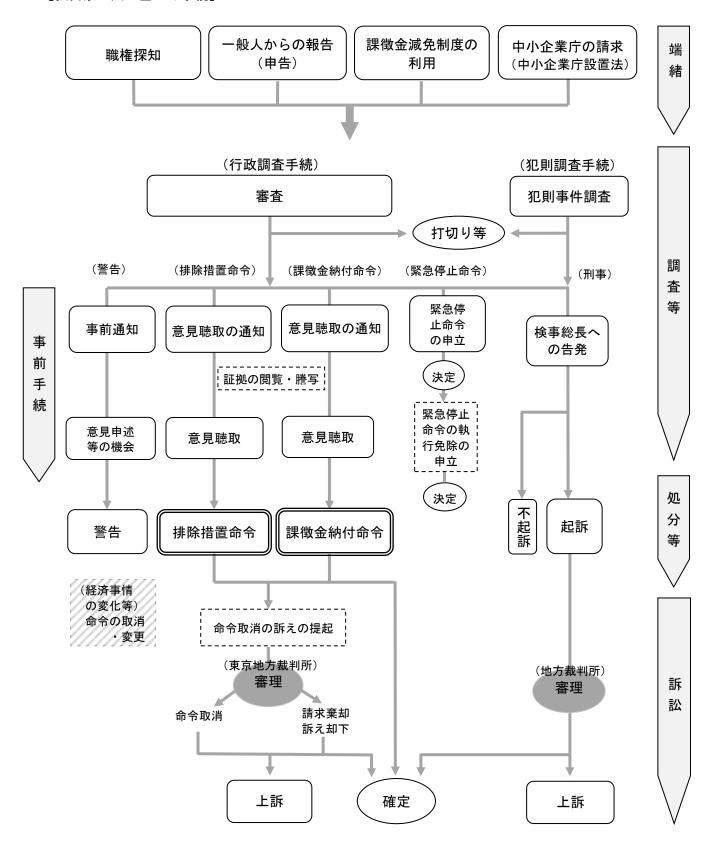
# 第11表 平成28年度に係属していた審決取消請求訴訟一覧

| 一連番号 | 件名   | 訴訟の対象となった<br>審決の内容   | 訴 訟<br>提起日 | 裁判所<br>判決日等      | 判決内容等  |
|------|--|--|------------|------------------|--|
|      | 都タクシー株<br>1 式会社ほか 11<br>名による件                    | :か 11   かつ、小型単については初来距  <br>:か 11   離短縮運賃を設定したいことと                                     |            | 東京高裁<br>28.9.2   | 請求棄却判決<br>(28.9.15<br>上告及び上告受理申立<br>て〔一審原告12名のう<br>ち8名〕) |
| 1    |  |  | 27. 3. 30  | 最高裁<br>29. 3. 16 | 上告棄却及び上告不受<br>理決定  |
|      |  |  |            |                  |  |
|      | サムスン・エ<br>ス デ ィ ー ア<br>イ・カンパニ<br>ー・リミテッ<br>ドによる件 | ィー ア<br>  フワン管テレビ製造販売業者の<br>  海外現地製造子会社等向けのも<br>  ンパニ<br>  の)の価格カルテル事件につい<br>  ミテッ   エ |            | 東京高裁28.4.22      | 請求棄却判決<br>(28.5.6<br>上告及び上告受理申立<br>て)                    |
| 2    |  |  | 27. 6. 19  | 最高裁              | 係属中  |
|      | サムスン・エ<br>スディーアイ<br>( マ レ ー シ                    | 【課徴金額に係る認定】<br>13 億 7362 万円<br>国内及び海外の事業者による<br>テレビ用ブラウン管(我が国ブ<br>ラウン管テレビ製造販売業者の       |            | 東京高裁 28.1.29     | 請求棄却判決<br>(28.2.10<br>上告及び上告受理申立<br>て)                   |
| 3    | (マレーシア)・ビーイー<br>アールエイチ<br>エーディーに<br>よる件          | ・ビーイー   海外境地製造于会社寺向けのも<br>ールエイチ   の)の価格カルテル事件につい<br>ーディーに   段を適用することができ(不当             | 27. 6. 19  | 最高裁              | 係属中  |

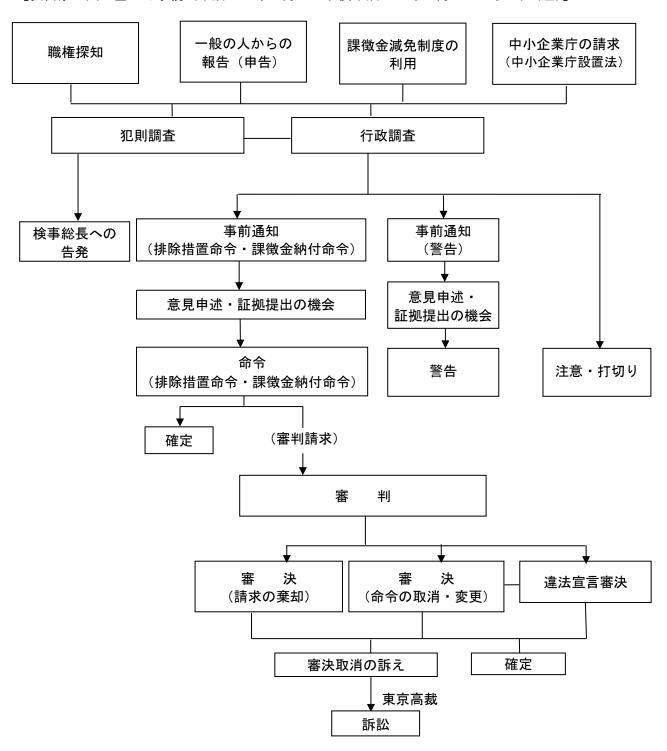
| 一連番号 | 件名                                     | 訴訟の対象となった<br>審決の内容   | 訴 訟 提起日    | 裁判所<br>判決日等     | 判決内容等                          |
|------|--|--|------------|-----------------|--------------------------------|
| 4    | M T 映像ディ<br>スプレイ株式<br>会社ほか 3 名<br>による件 | 【違反行為に係る認定】<br>国内及び海外の事業者による<br>テレビ用ブラウン管(我が国ブ<br>ラウン管テレビ製造販売業者の<br>海外現地製造子会社等向けのも   |            | 東京高裁28.4.13     | 請求棄却判決<br>(28.4.26<br>上告受理申立て) |
|      |  | の)の価格カルテル事件について、我が国独占禁止法第3条後段を適用することができることを認めた。(不当な取引制限〔価格カルテル〕)   | 27. 6. 19  |                 |                                |
|      |  | 【課徴金額に係る認定】<br>17億9724万円(3社合計)<br>前記国内及び海外の事業者に<br>よるテレビ用ブラウン管の売上<br>額が課徴金の対象となることを<br>認めた。  | 最高裁        | 最高裁             | 係属中                            |
| 5    | 日本エア・リ<br>キード株式会<br>社による件              | 【違反行為に係る認業者と共同に係る認業者と共のの事業が、他の事と共のの事業がある。<br>では、他の事とは、他の事とは、他の事とは、他の事とは、他の事とは、他の事とは、他の事とは、自己の事とは、自己の事をは、自己のもな、自己の事をは、自己の事をは、自己の事をは、自己の事をは、自己の事をは、自己の事をは、自己のもな、自己の事をは、自己の事をは、自己の事をは、自己の事をは、自己のもない、自己のもない、自己のもな、自己のもな、自己のもない、自己のもな、自己のもな、自己のもな、自己のもな、自己のもない、自己のもない、自己のもない、自己のもない、自己のもない、自己のも | 27. 10. 30 | 東京高裁<br>28.5.25 | 請求棄却判決<br>(上訴期間の経過をも<br>って確定)  |
| 6    | 積水化学工業<br>株式会社によ<br>る件                 | 【違反行為に係る認定】<br>被審人が、他の事業者と共同して、塩化ビニル管等の販売価格を引き上げる旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔価格カルテル〕)<br>【課徴金額に係る認定】<br>79億6532万円<br>被審人が違反行為により販売した塩化ビニル管等の売上額を課徴金の対象として認めた。  | 28. 3. 24  | 東京高裁            | 係属中                            |

| 一連番号 | 件名                                       | 訴訟の対象となった<br>審決の内容   | 訴訟 提起日    | 裁判所<br>判決日等 | 判決内容等                         |
|------|--|--|-----------|-------------|-------------------------------|
| 7    | 加藤化学株式会社による件                             | 【違反行為に係る認定】<br>被審人が、他の事業者と共同<br>した、無異性化糖及び引き合動を<br>を取り、一定的に制限した<br>を記述をの取引制限した<br>とのをの取引制限した<br>とのでは、一定的に制制限した<br>とのでは、一定的に制制限した<br>とのでは、一定的に制制限した<br>とのでは、一定的に制制限した<br>とのでは、一定のでは、という<br>は、このでは、というと<br>は、このでは、というと<br>は、このでは、というと<br>は、このでは、というと<br>は、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので   | 28. 5. 18 | 東京高裁29.1.13 | 請求棄却判決<br>(上訴期間の経過をも<br>って確定) |
| 8    | ** | 【違な は は は は は は は は は は は は は は は は は は は  | 29. 3. 10 | 東京高裁        | 係属中                           |
| 9    |  | 【違反行為に係る認事業用工りに受注を表して、他の事業用工りに、所名の事業用工りに、自由の主義を表して、自由のものとないる。とれるものものものものものものものものものものものものものものものものものものもの | 29. 3. 10 | 東京高裁        | 係属中                           |

#### 【独占禁止法に基づく手続】



#### 【独占禁止法に基づく手続(平成18年1月4日以後平成27年3月31日まで)(注)】



(注) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第100号) の施行(平成27年4月1日)により審判手続は廃止された。ただし、同改正法附則第2条の規定により、平成27年3月31日までに同改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令又は課徴金納付命令に係る通知があった場合には、なお従前の例によることとされている。